

会議名 議会改革特別委員会

開閉日時 平成28年4月14日(木) 午前9時59分～午前11時11分

会場 委員会室

1. 出席者

2番 神谷利盛、 4番 浅岡保夫 5番 長谷川広昌、
6番 黒川美克、 11番 神谷直子、 13番 北川広人、
12番 内藤とし子、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

杉浦康憲、柳沢英希、柴田耕一、杉浦敏和、鈴木勝彦、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 広聴会のテーマについて
- (2) 議会のICT化の取り組みについて
- (3) 議会の災害対応マニュアルについて
- (4) その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。本委員会記録の署名委員の指名をさせていただきたいと思えます。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

《議 題》

(1) 広聴会のテーマについて

委員長 この件につきましては前回、議会改革特別委員会で広聴会を行うということ、議会報告会の日にもともに行うということと、それから報告会、広聴会の運営のスケジュール等は編集委員会でやっていただくということで、テーマについてはこの議会改革特別委員会で決定をしていくと話をさせていただいております。事前に各会派にお話をさせていただいておりますので、各会派からの御意見をお願いしたいと思えます。

意(4) 広聴会のテーマということで、市政クラブといたしましては、現在の高浜市の情勢を見ますと、いわゆる公共施設関係のことが最重要ではないかと思ひまして、会派内でちょっと話し合いをいたしました。それで、公共施設といっても全般的な話になりますので、今回、高浜市の総合管理計画と長期財政計画等が、ホームページ等でもう既に発表されておりますので、こちらの高浜市の総合管理計画と長期財政計画に基づいてのテーマで、財政計画についてといひますか、この点についての広聴会を開いたらどうかということで、クラブとしては一応まとまりましたので、市政クラブとしてはそういった意見にな

ります。以上です。

委員長 ほかに。

意（12） 共産党としては、総合管理計画や長期財政計画に基づいてということになると、かなりの市民の皆さん、何と申しますか、問題が複雑というか、難しくなるのではないかと思うんですね。だから、一般的に公共施設のあり方についてということでもいいと思うんですが、お願いします。

委員長 ほかにございますか。

意（16） 公共施設のあり方をということだと、市役所を省いてそれ以後の公共施設のあり方ということで、かなり長い期間にわたって計画がつくられているわけでございますので、もう少し絞ったほうがいいじゃないかなと思います。今は、市政クラブからいい案も出ておりましたので、それも検討していったらいいかなと思います。

委員長 ほかの会派の方、ありますか。

意見なし

委員長 実はですね、今月の18日が、ぴいぷるの原稿の締め切りになります。ここでテーマを決めなければ、その広報に、こういうテーマでやりますよという告知ができませんので、どうしてもここで決めていかなければなりません。少なくともそのテーマに関して、決定をしていきたいと思っておりますけれども、ほかに御意見ある方いらっしゃいます。

意（副議長） きょう後でまたお話があると思うんですけれども今、市政クラブから公共施設のあり方についてということで、その中身についても一応説明がありました。11日の広報・広聴委員会で、案として取りあえず出させていただこうということで皆さん、お手元の報告会、広聴会という御案内の一番頭にも一応、広聴会、テーマを仮ということで一応書かせていただいた程度ですので、その内容について御検討いただければと思います。別にここで公共施設のあり方と書いたからそれについてというわけじゃなしに、それを含めて広報・広聴委員会としてこれを出させていただいたというだけのことで、よろ

しくお願いいたします。

問（４） 公共施設のあり方ということだと、なんですかね、広聴会を開くときに、話がいわゆる非常に広がるもんですから、話がしづらいんではないかなと思うんですよね。それと場合によっては、例えば高浜小学校をどうする、あるいは高取をどうする、中学校をどうするというような、個別的な話になりかねないもんですから、やはり今回発表されていた高浜市の全般ですね、これから基本的にはどういったところを中心、あるいは重点にやっていくかということで総合管理計画及び長期財政計画が出ているわけですから、それに基づいて話をしたほうがわかりやすいのと、もう既にホームページ等で、あるいは本人さんがダウンロードすれば、いわゆる文書としてかなりのページではあるんですけれども、確認ができるということですね。資料も、そういう面でいくと何というんですかね、事前に確認しやすいという点においては、うちの市政クラブの案がいいのではないかなと思うんですが、皆さんはどうでしょうか。

意（１１） 一人会派として意見を述べるというよりも広報・広聴委員会、ぴいぷるの編集委員会の中で、この議会広聴会を公共施設のあり方について、今、市政クラブさんの案が出たようなものも含めて、それを説明しながら広聴会を開くみたいなイメージでしたので発言はしませんでした。このぴいぷるで決まったその案ですけれども、それは市政クラブさんの案とかぶっておりますので、その辺は同じな感じでよかったですと思います。だから、一つひとつの公共施設についてやるということではなく、財政計画も含めて皆さんに御説明をするプリントも配布してやりましょうというお話でしたので、私はその意見であえて、そのどうされますかって言われたときに言いませんでしたけれども、今、編集委員長がおっしゃったその案ですけれどもと言った中には、その市政クラブさんの案が全て含まれている中で考えていましたので、同じですよということ、つけ加えさせていただきたいと思っています。

意（６） 私も今、市政クラブとそれから大家族たかはまと同じ考え方で、もともと今度のが、公共施設のあり方についてということできっちりやっておりますけれども、そのときにも高浜市の公共施設の総合管理計画、それから長期財政計画。これがホームページに載っているの、それをもとに広聴会をやら

せていただいたらどうかということを行っていますので、公共施設のあり方についてではなくて、公共施設総合管理計画と長期財政計画。これに絞った広聴会でいいのかなと、そう思いますのでお願いいたします。

意（５） 私も今後の総合管理計画、長期財政計画について意見広聴会をしたらいいのかなと思います。

委員長 今、各委員さんの御意見を伺ったんですけれども、内藤とし子委員の言われた公共施設のあり方についてという、それはずうっと、高浜市でいうと公共施設あり方計画案から始まったところで、現状は公共施設総合管理計画と長期財政計画という形にまとめ上げてもらったのがその姿だと思うんですよね。ですから、基本的に皆さん意見が一致しているのは、公共施設のこと、非常に市民の方々の関心があるだろうからということと、高浜市が今後、進めていくための計画をこのように示しておりますけれども、どのようにお考えになるでしょうか、というような形での意見の広聴というイメージでいいのかなという気がしますけれども、そのような形でどうでしょうか。

問（１２） 総合管理計画とか長期財政計画に基づいてというお話が出ていましたが、この広聴会のテーマに、そのように書く予定なのかどうか、浅岡委員に聞きたいんですが、このテーマに、今言った「総合管理計画」とか「長期財政計画」に基づいて、公共施設のあり方についてお聞きしたいということを書く予定なのかどうか、ちょっとここをお聞きしたいと思いますが。

答（４） 基本的に私が決めるっていうことではないかと、あくまでこのところで決まるんだと思います。ただ、公共施設の関係と申しますか、公共施設のあり方についてっていうことであれば、例えば、非常に話をしづらいついていか、かなり個人的に思われている場所、あるいは公共施設に対して、これはこうだつていうような議論になりかねないと思うんです。やはり、今からの高浜市の場合ですと、長期財政計画に基づいてその計画をしっかりと立てていかないと、ある一部の公共施設に多額のお金がかかってきた場合ですと、ほかのところで調整するという意味では、当然、減額をされてくるという可能性が出てきますし、やはり地域的な特徴もありますのでね、最初にあった場合の・・・。

問（１２） そういうことを聞いているわけじゃなくて、総合管理計画とか長期

財政計画に基づいて、この公共施設のあり方について広く意見をお聞きしたいと思えますと書かれるのかどうか、そういう提案なのかどうか、そこをお聞きしたいんですが。

答（４） それは、当然入っているっていうことになるかと思えます。基本的に、先ほども言いましたように、長期財政計画と総合管理計画そのものが、公共施設が一番のメインですので、こういった場合に公共施設関係であるということとはわかると、こちらとしては考えておるんですけど。

委員長 市のホームページを見ていただいたことがあるかと思えますけども、実は公共施設の総合管理計画と長期財政計画のPDFのリンクが貼ってありますけども、その上の段に、今までの取り組みが全部書いてあります。このような、例えば委員会を設けてやりましたとか、こういうことをやりました、ああいうことをやりましたと全部書いてあって、その結果がこれですよという書き方がしてあるんですね、総合管理計画と長期財政計画については。ですから、文面がどこまで入れられるかというのは、その、スペースの問題もあると思うんですけども、反対に言うと、今はテーマを決めるという話で議論をしておいて、そのテーマをいかにわかりやすく市民の方に伝えるかということとはまた別の話ですので、まずテーマが決まらなければ、そこに到達できないと思うんですよね。

わかりやすくするんであれば、極端なことを言うと広報のほんの数行のスペースをもらうんじゃないかと、予算がかかっても広報にじゃあ1枚ペラを入れてもらおうか、ということでも逆にいいのかもしれないですし、そのほうがしっかり伝わるということになるのだったらね。ですから、この文では市民の方々によくわからないだろうということを多分おっしゃりたいのかな、ということをお思いますので、それをわかりやすく伝えるという方法は、また別だということをお考えていただいて、当日の広聴会のテーマを決定していきたいと思うんですけども。

基本的に、この公共施設の総合管理計画も、長期財政計画も議決事項じゃないんですよ。これは我々、議決したものじゃないんですよ。ですから反対に当然、今からの財政状況から何から考えても、これから何が起こるかわかりま

せんから、極端な言い方すれば、この計画は変わる可能性もあるわけですよ。そういう部分の中で市民の意見を、どこかこう入れ込んでいくということもまだまだ十分に可能であると私は思っています。そういうレベルの中で、市議会はこの中心に、市民の方々の意見をいただきながら、今後の公共施設のことを考えていくんだと。そのための広聴会なんですよってということが、伝わるようにすればいいのかなということをおもうんですけども、どうでしょうか。内藤委員、どうですかね。

意(12) 私が聞いているのは、市政クラブさんの案に基づいてというお話をされましたので、そういう言葉というか、そういうものをこの広聴会のところに入れたとしますよね。そうするとちょっと市民に対して、先に言われた難しいってというか、わかりにくいってというか、ホームページをみんなが見ているわけじゃありませんので、見ている方も見てない方も、やっぱりわかっているように、こっちは何ていうのかな、広くお聞きしたいという意味であれば、そのようにこう書かなきゃいけないと思うんですよ。そういう面でも、そういう総合管理計画だとか、長期財政計画だとか、そういう文章を入れちゃうことがいいのかどうか。ちょっとそれが心配というか、ちょっとそこら辺が、納得がいかないってというか、ちょっと心配をしていますのでということです。

意(2) 意見、言わせていただきます。まず、総合管理計画とそれから長期財政計画という二つの案件に絞り込んで、それについての広く意見を聞きたいというテーマでいいと思います。なぜかという、こういった広聴会、あるいは討論でもなんでもそうなんですけれども、ある共通の認識を持たれてないと、ただ、言いました、聞きませただけになってしまいます。それで市のホームページに、その資料が掲示してある、掲示していない。だからそれは、まさしく意見を言いたい方はそれを見て言ってくればいいわけです。

だから、そういうことを見たことがない、見方もわからんという人が、本当に意見を言うのは、まさしく何のバックデータもなく、その言うだけになってしまいます。ですから、総合管理計画と長期財政計画について意見を聞きたい。その詳細については、ホームページのここに貼ってあるから、あるいは市のどこそこに来れば閲覧できるようになっているからってことまで、注意書きで書

いて、案内としては全く問題ないと思います。

漠然と公共施設のあり方についてと言われると、まさしくその範囲が広くなり過ぎちゃって、時間も限られている中で、とても意見が聞きとおおせると思えませんので。もう1回繰り返しますけれども、総合管理計画と長期財政計画について意見を伺いたい。その詳細については、市のホームページに掲載してあるということを書き置きとして書けばいいと思います。

意（6） 今、利盛委員が言われたように、もともとは公共施設のあり方について今後40年間、公共施設をどうしていくかと。それをきちっとまとめ上げたのが総合管理計画、いわゆる公共施設を今後こういう形で40年間やっていきますよとかいうことで、その中にいろんな公共施設の建てかえだとか、そういったものが全部入るとるわけですよ。それに基づいて、これだけのお金が必要ですよということで長期財政計画ができていますので、公共施設を今からあり方を検討していく中で、その総合管理計画をつくっておりますので、それを皆さんに説明すれば、皆さん方によく理解していただけるんじゃないかなということで僕も今、利盛先生と浅岡先生だったか、ほかの委員が言われた意見と同じで公共施設総合管理計画、そのことを説明するという、そういうことがわかるようなタイトルでいいのかなとは思っています。

委員長 ほかに。

問（5） すいません、今6番委員が市民の皆さんに説明するって言われたんですけど、これ、聞く・・・ので。

意（6） 聞く、ですよ。失礼いたしました。

意（5） やっぱりこっちから説明するというか、そうわけではないと思うので、皆さんから広く意見を聞くということであれば、長期財政計画、総合管理計画で、私はいいと思います。

委員長 それではよろしいですか。それでは広聴会のテーマにつきましては、高浜市公共施設総合管理計画、そして長期財政計画についてということで決定させていただいて、それを市民の方々にどう伝えるか、こういうテーマでやりますけどということを、どうわかりやすく伝えるかっていうところは、ぴいぷるに関しては、どれぐらいのスペースがあるかということは承知しております

るので、そののところは、また編集委員会から出していただく。当然、きょうは、その他のところでやりますけれども、これを配りますよね。これに関しても、もう少しこうしたほうがわかりやすい、ああしたほうがわかりやすいということを、少し時間があまりありませんけども一度、話し合っていて、より伝わりやすくお願いしたいと思います。

特にあのホームページ、確かに見られない方もみえると思うんですけども、結構なボリュームになりますので。当日の配布資料をどうするんだとか、いろんなこともまた出てくると思います。何ページ、70ページぐらいあるようですから、その辺も含めて御検討をいただければということで、まずテーマだけ決めさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

(2) 議会のICT化の取り組みについて

委員長 これは、先般のこの特別委員会の中で、私より議長を通して当局と、今後の件についての話をさせていただいて、というようなお話をさせていただきました。まず、それまでの議論を含めて議長から、本来のこのICT化の取り組みというものが、何のためにやるのかというところをもう一度お話をいただいて、皆さん方に御確認をいただく場面を一つつくりたいと思いますので、議長に発言をしていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

意（議長） ICT化というテーマが出ておりますけども、基本的には、ICTというのは道具という世界になりますんで、最終的に市民の方に対して、どういう形で議会がよくなっているんだと、要は、行政がどうよくなっているんだということを示すことが、必要になってくると考えております。そういう意味でいうと、行政内部のところの業務改善がされてこないと、ここだけペーパーレスになったとしても、しょせん紙が、媒体が変わっただけの世界になりますんで。

行政に今、たまたま行政グループの中で、ペーパーレスということで、庁舎が変わるという関係もあって進めてみえると思います。そことタイアップしてということで進捗状況を聞いたんですけども、企業でも一緒ですけども、少

し時間がかかります。そういう意味でいうと、そこがうまく文書量が減って、庁舎内の人間の情報の共有化が図れて、ということができてくれるのを待っていると、少し時間がかかるかと思います。ペーパーレスは済むかもしれませんが、情報、さまざまな文書の庁内の共有化みたいな話のところは、まず、少し時間をとって、データを整理しながら、という形になるんで、何年かかかると思います。

企業の中で見えても、基本的にはそういう取りまとめのところはすごく大変なんで、何回もやって、失敗して、それを繰り返しながら今の形になってきているものですから。そういう意味でいうと、そことタイアップするというのは、まだ先の世界になってくるのかなと。

議場でタブレットを使うだけの話であれば、これも多分、現在でいうと、紙で出してPDF化するという作業を、どうしても行政職にやっていただく必要が出てきますんで。そういうことをやりながら、という形で進めるのであれば可能かと思いますが、ただ、基本的にやろうとすると、紙の世界と、そのタブレットで見るPDFの世界、これ二重で動くような形になりますんで、やって外から見ると、変わったなというイメージが出ると思うんですけども、中の仕事のやり方自体、これが変わっているわけじゃないものから、その辺のところは、どこかのタイミングではやっていく必要があるのかなと。

一応、行政が今もやろうとしているんですけども、先ほど言いましたように時間がかかるんで、そこを待っていると、何年か待つ必要が出てくると思います。今はちょっと大変、失礼ですけども、パソコンを使われていろいろやられているんですけども、道具が入って使われているというイメージが、使っているってイメージじゃなくって。だから、パソコン入れている本来の目的がなんだという、やっぱり情報のコラボレーション。共有しながら、前工程の情報化をこうして、後工程に流していくっていう基本的な動作のところは、まだ基本的にできていないように見えますんで、そういうところから改善していくと、少し時間かかるかと思います。

だから、行政とタイアップするのは少し先で、切り離してやるのであれば、単独で。行政の負担がどれぐらいになるかわからないですけども、単なるペ

一パーレスという狙いでやられるのであればっていうことで、行政との連携は少し先ということ、一度切ってしまう必要があるのかなと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。状況的には以上です。

委員長 端的に言うと、このICT化の取り組みについてというのを、今回テーマに上げさせていただいたのは2つ理由があります。1つは今、議長が言われたように、紙を電子データ化するだけでは我々議会が当局側に提案するには、余りに言い方が悪いですけれども、しょぼいだろうと。極端な言い方をすると、例えば財政の部分で言うと、予算書を電子データ化して、こんな厚い予算書ではなくって、パソコン1台に入りましたという話だけのために、電子データ化を当局に求めるということであれば、それは全然、必要があるかないかっていうと、今なくたって別にいいわけですよ。

そうじゃなくて、もとのデータを、例えば3年前のデータと、今年と、それからそれを数字として、我々がどう分析的に使えるようになるのかということを考える。それが必要ではないかと。そういう考え方で議会が見ているんですよということを、行政に伝えることが大事なことであるということ、議長がおっしゃってみえるんですけれども、そこを目指していくには、まだまだ時間がかかるんじゃないかと。

そうすると我々は今、例えば西尾市さんと安城市さんも新年度から、もうパソコンを議会が取り入れてやっていますよね。そうすると高浜は、端から見ると遅れているんじゃないかという意見が出ることもあるわけです。だから目的は、ここにあるという目的を見失うことなく、もう1つは当然、これは予算もかかってきますので、まずは個別のレベルの中でタブレットを、例えば委員会とか本会議に持ち込んで、自分はそれでやっていきたいという議員さんがもし見えるのであれば、そういったことに対して、どうしていきましょうかということを考えたいなと思って、今回テーマに挙げさせていただきました。

ですから、先ほど言ったところに目的があるんですけれども、まずパソコンで、基本的にはタブレット端末になると思いますけれども、そういったもので取り組んで使っていきたいという方が見えるのであれば、その方々の使用をどのようにやっていきましょうかということ、御意見として伺いたいというこ

とです。

意（２） この件については、半年ぐらい前に私から提案させていただいて、それを時々プレゼン等させていただきました。議長さんが、おっしゃったとおりのことだと思えます。それで、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいという意見を言いだしちゃうと、多分ぐちゃぐちゃになっちゃうもんですから、6月の議会改革特別委員会をめぐりに、タブレット端末の使用ルール、案というものを、安城市さん等からいただいたり、自分で考えたりしながら案を示しますので、それをもとに、また議論をいただけたらいいんじゃないかと思えます。使う側だけのルールにするのか、あるいは市に対してこういう要求をするのかということは案がないですけれども、一通り何らかの形で出してみたいと思います。

委員長 今、御意見を伺ったんですけれども、基本的にタブレット端末の持ち込みということに対して、是か非かという部分というのが、まず大事だと思いますので、それに関してはどのようにお考えでしょうか。皆さんは、どうでしょう。

意（６） 私は、前のときにも利盛委員がいろいろと言って、データやなんかでも、プレゼンやなにかやっていたいただきましたけれども、やはり議場にタブレット端末やなにかを持ち込むというのは、僕は認めていただきたいと。そうするといろいろなことやんかがスムーズにできるようになると思いますので、それを使える人、使えない人がいますけれども、だけれども僕は基本的には、今現在は、議場へのタブレットやなんかの持ち込みは禁止されていますので、それをぜひ認めるようにしていただきたいというのが、私の意見です。

意（２） 言い出しっぺである以上、私も、ぜひとも持ち込みに対しては、許可をお願いしたい。

委員長 ほかに。

問（１６） タブレット端末を持ち込みされて、主にどう活用されるのか、例えばその、いろんな原稿を入力しておいて、一般質問のときに、紙じゃなくて、そういうタブレット端末で見ながら一般質問するとか。あとちょっとどう活用するのか、教えていただきたいと思えます。

答（２） ものすごく単純にいうと、紙の代わりにタブレット端末の画面を見ているなことができるということです。だから、一般質問の原稿もそこで読み上げればいいし、あるいは行政当局から出てきた資料もPDF化されていれば、薄いタブレットで全てのことを見ることができます。

その次のステップとして、先ほど議長が言われたように、過去の数字の加工だとか、将来どうなるかという、あるいは予測線のグラフをつくるようにするとか、そういうことはいろいろとできると思いますけれども、あれもこれも全てをやろうと思うと、多分やっぱり何年もかかってしまう話なんで、今、そういうものを持ち込んでやるというのが時流でもありますし、ぜひとも対応すべきだと思います。

また、これは、使えばさらにその活用方法ということもいろいろ出てくると、アイデアとして湧いてくると思いますので、使わないときにあれはどうだ、これはどうだと言うと、どうしてもまた、議論がいつまでたっても出つくさない状態になると思います。ですから私としては持ち込んで、並行していろいろな加工なんかを提案していきたいと思います。

意（16） うちもIT化はすごく推進していますので、うちの党としましては皆さんタブレット端末、iPadをいつも常々持参して、それを活用しているのをいつも横で見えていますので、私が遅れているわけでありまして、少し考えさせていただきたいと思います。皆さんの御意見、伺いたいです。

委員長 ほかに。

意（11） 私も導入してほしい一人ですが、私が使いたいと思うのは、議場で例えば、言葉では説明しにくいけれども、目で見てぱっとわかる写真だとか、図だとかが取り入れられるようになったらうれしいなと思いますが、それを議事録に残すときに、どういうふうに工夫しなきゃいけないとかがあるので、まだそこまではすぐには使えないと思いますけれども、将来的にはそういったものもみて、私が上手に説明できるようになったら議事録にも多分残ると思うので、そういったことでも使っていきたいなと思っています。

委員長 どうですかね。基本的に今、例えば予算をつけて皆さん方に貸与するという話をしておるわけじゃなくって、現状をそれぞれ個人でお持ちのもので、

それをツールとして議会の中でも使っていきたいというお話をさせていただいておるものですから、すぐこれみんなに渡されて、どうぞ使ってくださいという話をしているわけじゃないものですから。極端な言い方すると、紙に縦書きが好きな人もいれば、横書きが好きな人もいるというぐらい話であったり、鉛筆じゃなくてシャープペンシルじゃだめなんですかっていうぐらいの話であったりというようなことを、まずは聞いていただきたいと思っただけで、今回の議題なんですよね。

ただし、タブレット端末は、やっぱりパソコンですからたくさんの方がやれます。例えば、端から見るとスマートフォンでもできますので、いろんなことが。そうすると、じゃあ私はスマートフォンでいいですかっていう話をしちゃうと、どう見たって、傍聴者が見ると携帯いじっているようにしか見えないわけですよ。だから、持ち込むに当たってもいろいろなルールが当然、そのメールだとか何かをやっとるだとか、そんなことは絶対許されるわけではないでしょう。

それから極端な言い方をすると、愛知県では余り聞いたことがないんですが、よその県の、ほかの市議会ではネット通信を禁止していると。例えば過去の会議録だとか、いろんなものをその場で検索することができるものですから、これは議員にその場での能力の差を与えてしまうというようなことを危惧してということも聞いたことがあります。それはもう、もっと前の話ですけどね。今は逆に、半田さんなんかは視察に行ったときに、向こうのおっしゃられたのは、検索できるからあえて持ち込むんだということでは言われておりました。だから認めるんですよ、ということも言っておられました。だから、その時代によって変わってきているのかなという気がします。

一度、先ほど神谷利盛委員が、議場とそれから委員会室等に持ち込む場合のルールというものを案として示していただいて、その100考えられるなら100の心配事を書き出していただいて、それを、これは問題ないという形でやっていって、もし皆さん方の御同意が得られるのであれば、これは最終的には各派会議と議運の決定となると思いますので、持ち込みに関しての是非を問うような形で、そちらに議案として上げていくというような段取りにしていきたいと

思いますけども、どうでしょうか。

意見なし

委員長 よろしいですかね。どちみち、これで臨時会を含めてこの高浜市議会の期も変わりますので、少し時間を、そこでまたできると思いますから、そういうところも上手に使っていただいて、皆さん方もちょっと情報収集をしていただいて、今、安城市さんとか西尾さんが、全議員にこの4月より配られて使っております。お知り合いの議員さんがみえれば、いろいろと聞いていただいて。それは、反対に予算をとって貸与されているもので、強制的に渡されているものですので、そういう意味合いの中でどのように使われておるかということ、一度聞いていただいてもいいのかなと思いますので、そういうようなところで、よろしいですかね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 それともう一つ、同時に考えなきゃいけないのは、例えば委員会とか本会議になると当局の方も見えるわけです。当局の持ち込みは、例えば許可してほしいと言われた場合には、どうするのかということも当然、同時に考えていかなきゃいけないのかなという気がしますので、それも含めて御検討をいただければということをお思います。それでは、この件よろしいですか。

「はい。」と発声するものあり。

(3) 議会の災害対応マニュアルについて

委員長 これはですね、先般16番委員からの提案でもって、災害発生時における対応ということで、案内と一緒に安城市さん、碧南市さん、岩沼市さんのものを配らせていただきました。一番初めのときは、議会におけるBCPという

ことでお話が当時あったんですけども、BCPというのは、これは業務継続計画になりますので、議会の何か災害等あった場合の機能を、どのように取り戻していくんだというのがBCPなんです。今回、御案内と一緒に配らせていただいたのは、災害が発生したときに、どのように議会が、議員が対応するのかということのもので、小野田委員、この件ですよ、言われておいたのは、御案内をこっちで渡した。

意(16) はい。この件も含めて、実は大津市に一度、視察に行きたいな、勉強させていただきたいなという気持ちがあったんですけども、こういった要綱でまとめておくのがいいのか、BCPというとやっぱり二元代表制として、議会と当局と連携しながらこういったものを作成して、実際に大災害があったときに議会としてきちんとし、また、事務局の役割ですとか、議長の役割ですとかそういったもの、初期対応または中期、後期ということで、復旧、復興に向けて、議会議員としてどういった役割を担って、また、即座に対応しなくちゃいけないようなことも出てきますし、議決案件、予算も組まなくちゃいけないことを、スピーディーに対応できるようにしていくというものですので、それが難しいのであれば、こういったもので要綱をつくっておくということも、早く進めることができているのかなと思いますけれども、私はこういったことを大津市がやっていますので、やっぱり前向きに議会改革の一端として、勉強していくこともやぶさかではないかなと思っております。

委員長 わかりました。基本的には災害対応マニュアルと、それからBCPというのは別のものですから、今の御意見の中でいうと、両方を当然やっていくべきだろうということでのお話だと思います。ちょっと事務局に伺いたいんですけども、当局側の災害対応マニュアル、それからBCP。市としては、議会じゃなくてね、行政としてのものはもうできておるんですよ。

答(局長) 各部局が、災害が発生したときにどのように動くのかっていう、一応、危機管理マニュアルの、各部局グループごとのものは作成がされております。それと非常に簡単な、時系列のBCPというところまではいかないんですけども、災害発生後、何時間以内にどういうことをやるというような、時系列でまとめたものを、数年前に防災でそういったものをまとめたっていうこと

はございますので、そういったところもちょっと参考にはなるのかなとは考えております。

委員長 ありがとうございます。それでは、これもある程度、そのたたきみたいなものがないと、なかなか議論は難しいと思いますので、まずこの議会は、危機管理マニュアルはもうあります、一応。それで災害発生時の、対応マニュアルというもの、ここまでのものというものは持っていませんので、これとBCP。これは業務継続ですので、議会をどのように対応させていくのかというところに関しての、この二つに関して今後、議会改革の中で話をして、つくっていくということで、これは皆さん了承いただけますでしょうか、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、これをつくっていくということで進めていきたいと思いますが、先ほど言ったようにまずもって、そのたたきの部分。まずは順番でいうと災害発生時の災害対応マニュアルというものを考えますと、例えば、議長は防災会議の委員に充て職でなっていますよね。

答（議長） 防災会議。

答（局長） 防災会議と国民保護協議会と二つです。

委員長 それから局長は、災害対策本部に入るような形で今、高浜市はなっております。そういう部分も含めて、時期がこの時期になっていますので、臨時会が終わると高浜市議会も次年度に入ります。ですから、少しお時間をいただいて、次年度の議長さんには恐縮なんですけれども、議長とそれから事務局を中心に議長案というものをつくっていただきたいなということを思っています。

皆さん方にお配りしたものもありますし、ページ数が多ければ多いほどいいわけじゃありませんが、それぞれの中には、各市の特徴が当然入っておるわけですので、そういうところも含めて高浜市には、特にこれを入れなきゃいけないというものもあるのかもしれない。そういう案を一度出していただくということを、私から現在の議長にお願いしておきたいと思うんですけれども、ど

うでしょう議長。

意（議長） わかりました。一応たたきというもんは、きょう3市分お配りしておるんですけれども、逆にいうとこれがベースになるのかなと考えております。それと、議会としての役割になりますんで、議会が、災害が発生したときにどう動くんだってということで、一つ心配しているのが、市当局が、災害対策本部を立ち上げて地元でいろいろ言われると、ここやれ、あれやれという話が出てきます。逆にいうと、そうすると市全体の防災活動ということも止まる可能性がありますんで、その辺のところの制約も入れさせていただきながら、議員として高浜市に対して、どういう活動をするんだってという視点で見ていただいて、作らせていただけないかなと考えております。

きょう、3市分をお配りさせていただきましたけれども、この中で、ベースでこの案がいいんじゃないというのがあれば、ぜひ教えていただければ、それをベースにまとめていただくようにしますんで、何もなしだと逆に、イメージ的にわかりにくいかなと考えますんで、一度目を通していただいて、どれがいいということを、基本的にこのベースでつくってくださいということをいただければ、それに沿わせていただこうかなと考えておりますんで、よろしく願いいたします。

委員長 当然、市がお持ちの危機管理マニュアル等との連携がとれる形になっていなければいけないものですから、そういうところも含めて一度、議長案という形で出していただくということでよろしいでしょうか。どうでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

（４）その他

委員長 前回2月24日開催の議会改革特別委員会において、5月14日に議会報告会を開催する。そしてまた、市民広聴会を開催するということが決定され

ております。本日は、役割分担及びスケジュールを決めたいと思いますけども、これに関しては編集委員会をお願いしてありますので、副議長からその案を発表していただきたいと思います。

説（副議長） きょう、お手元に配布させていただいたのが4月11日に開催した広報・広聴委員会での内部資料ということで、あくまでも案ということで出させていただいていますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず一番頭の、先ほどから委員長が言われている、市の広報、それから今、編集委員会でやっているびいふるの案内も含めて、今回、広聴会が入ってくるもんですから、この内容について先ほどテーマが決まったもんですから、その内容に沿って、案として出させていただいています。この四角で囲った部分。ここについては先ほど言われた内容に沿って、書かせていただきたいと思います。

それでは一通りちょっと目を通しながら、ということで、聞いていただければと思います。この報告会は、各常任委員会、特別委員会ごとに皆さんで資料や原稿を作成し、発表していただくものです。各委員長がお持ちの委員長報告データ等を活用していただき、各委員会で互いに協力し、役割を分け合って助け合いながら進めたいと思います。それを踏まえて、各委員会で作成される、参加者に配布する紙資料データは、手話通訳さんへの原稿、それからパワーポイントデータは、各委員会で管理運用をお願いいたします。

また、本日配布の報告会の当日の会場準備担当及び会場担当振分表の担当者欄は、今回、若手議員なり新人議員を中心にこちらで配置しておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。また、委員会で選出となっている部分については、今後、このスケジュールに沿って常任委員会、特別委員会を開いていただき、各委員会で決めていただき、忙しくなると思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。当日までの準備、当日の役割について、しっかり務めていただきますよう、よろしく願いいたしたいと思います。記録係のカメラ担当は、御自身の使い慣れたデジタルカメラ等を使用していただきたいと思います。

また、議員控室の共用パソコンのデスクトップに、今回の報告会のフォルダ

一を貼りつけておきます。配布資料、パワーポイントの作成元となるものを入れておきます。作成については、これを利用していただき、委員会ごとに名前をつけ、上書き保存をしないようお願いいたします。そこで、きちんと委員会名で管理していただければ、ほかの委員会と混同しないと思います。それから、記録係の方は、カメラの映像データや音声データを移動、コピー等をしてください。

次に、議会報告会開催当日までのスケジュールにより、5月6日金曜日、午前11時30分までを各委員会の読み原稿、紙の配布資料の手話通訳さんへの提出期限といたします。参加者への配布のための印刷用の紙資料データは、委員会ごとにページ数を振っていただき、表紙には何々委員会と記載してください。完成データは、1つのファイル名でページを振っていただき、共用パソコンのフォルダーに登録してください。そのデータで業者依頼、今回も同じく青木堂さんに頼むようにいたします。報告会では、委員会ごとに綴じた紙資料を束にして配布する予定です。

手話通訳さんへの提出原稿ですが、委員会ごとに委員会名を頭につけて、各ページを振って、決められたフォルダーに登録してください。なお、1部を打ち出して、事務局にも提出してください。手話通訳さんへの依頼は、今回もご面倒をお掛けしますが、鈴木議員からお願いしていただきたいと思います。よろしくようお願いいたします。各委員長におかれましては、繰り返しになりますが、締め切りの5月6日、金曜日、午前11時30分までをお願いいたします。

最後に、紙の参加者配布資料は、50部の作成を予定しています。各会派の政務活動費から費用をお出ししていただくこととなりますので、よろしくようお願いいたします。

それから、今回の広聴会を開くに当たって、広聴会に関わる点について申し上げます。本日の議会改革特別委員会の中で話が重なるかと思いますが、よろしくようお願いいたします。まずポスターとチラシ、これは報告会と兼用、同じものになります。会の内容を盛り込んで、皆様のボックスに配布いたします。配布後は速やかに、担当箇所に掲示と配布をお願いいたします。これにつきましては、屋外広告物の許可印を押したものをお配りいたします。次に

広聴会に関する参加者配布の紙資料や、手話通訳さんへの原稿、パワーポイントへの提出期限の取り扱いは、先に申しあげましたように、議会報告会までのタイムスケジュールと同じ扱いになります。また、紙の配布資料も議会報告会と同じで、50部作成いたします。

続いて、各データの保管先ですが、議員控室の先ほどと同じです。共用パソコンの、デスクトップの報告会フォルダーの中に、広聴会フォルダーをつくっておきます。議会報告会と同様に、管理運用をしていただきたいと思います。また、同じく記録係の方は、カメラの映像データや音声データを移動、コピー等していただきたいと思います。これに合わせてとなりますが、プロジェクターの操作やマイク係、カメラ係、記録係で担当になった方は、その役割について、漏れのないようお願いいたしたいと思うとともに、併せて会議録の作成もお願いいたします。意見広聴会のアンケートについては、その内容と集計も同様をお願いします。

まとめますと、当日の資料作成や役割分担は、スケジュール等に従って行ってください。また、当日の写真撮影や音声録音、それらのデータ管理と運用をお願いいたします。基本的には、議会報告会も同じ取り扱いです。議事録の文字起こしとともに、アンケートの集計、記録までをお願いすることになります。

それでは、お手元の資料を、ざっと目を通していただいたと思いますが、一番はスケジュールで、ちょっと資料1を見ていただくと、今日が14日になります。それ以後として、当然この4月末から5月の始まりで、連休が入ってくるわけです。ですから、連休の間にはなるとは思いますが、各常任委員会と特別委員会の委員長さんは、途中で担当される委員の方の原稿を、一度チェックしていただきたいと思います。あと、先ほどから締め切りと言っているのは5月6日、金曜日になりますので、これは遅れないようお願いいたしたいと思います。タイムスケジュールは以上です。

それから、あと当日、資料3のところ、ちょっと見ていただきたいと思います。これは、前回の報告会に沿って、特に予算特別委員会の部分に決算特別委員会を振り分けしたことと、今回、広聴会が開かれるということで、その部分の時間配分で始まりが午後2時から、それから終わりが2時間の中で納めてい

ただくということになっていきますので、よろしく願いいたしたいと思います。

あとは、ポスターの資料4。資料4については、これは見ていただいたとお
り前回と同じ場所への配布になっていきますので、願いいたしたいと思います。
それから、資料6。資料6については、各委員会が発表のときには、ほかの委
員会の方で、一応振り分けということで案として出させていただいていますの
で、よろしく願いいたしたいと思います。

それからあとは、先ほど案内というか、説明させていただきました当日の内
容についての、こういうものが枠としてつくってありますので、それを利用し
ていただいて、ということになります。以上です。よろしく願いいたしたい
と思います。

この場で一番確認していただきたいのは、日にちもこれに沿っていつていた
だくのはそうなんですが、各委員会の時間配分等を、この場で確認していただ
きたいと思います。

委員長 それでは多分、今読んでもらった紙をもらったほうがよくわかるん
ではないかと思うんですが、あの。

答（副議長） もし必要なら、コピーします。

委員長 一つ私から、2ページの、今日の資料のタイムスケジュールですけれ
ども、これ6日に原稿提出ですけど。

答（副議長） はい。

委員長 配布原稿の持ち込みは、9日なんですよ。

答（副議長） はい、青木堂さんへ。

委員長 だから、9日でもいいんじゃないんですか。要は、手話通訳さんに原
稿を必ず6日に渡さなければいかんという話でなければ、6日じゃなくても9
日でもいいんじゃないんですか。

答（副議長） これは、業者との余裕を見た日にちを取ったもんです。

答（事務局 書記） 9日でも構わないと思うんですが、その場合、午前中は
厳守していただきたいと思います。お渡しする時間というか、業者さんにお渡
しする余裕は欲しいので。そこら辺をお願いできたらということで、よろしく
お願いいたします。

委員長 それでは9日の、最大9日の午前中ということでお願いします。基本的にはこのスケジュールでやっていただければいいんですけども、連休の中日ということだと、スケジュール的に難しい方がもしみえましたら、そういうような形でやっていただければいい。それと、先ほど副議長からありました3ページの、各委員会の持ち時間ですけども、まず報告会と広聴会を含めて2時間というスケジュールはどうですかね。よろしいですか。

意(14) ちょっと外部から意見を。(オブザーバーとして発言。以下同)

委員長 休憩をしますか。

意(14) 議会運営委員会の中で付託されていない、委員会に付託されていないやつをどこで発表するか。本会議で直接やったやつ。それをどこに入れるか。

委員長 例えば、補正なんかは委員会付託されていないものだから、今までは議運の委員長がやっていたんですね。

答(副議長) はい。今、言われた補正の議運ですね。議運の、委員長報告的なものはあったと思います、前の報告会でも。ですけど、もしそれを入れるなら、また、どのぐらい時間を取られるかもあるんですけども。順番や何か変えるだけですけど。

委員長 スケジュール的には、やっぱり入れないとまずいと思いますので、先ほど言ったように、今までの議会報告会だけで2時間取っていましたよね。それで今回、広聴会をやるということで、広聴会の時間を取るわけですので。

答(副議長) 今、言われた広聴会で、これを見てもらうと始まりが今回の案として出させていただいたのが15時30分から、終わりの意見交換で15時58分。一応30分を取っているわけですけど、その広聴会の時間の30分というものの、当然これ以上短縮できないと思うんですけど、それを含めて、それがあることによって延ばすということが、全体の時間延長ということで最初からやる必要があるか、ほかの各委員会が協力していただいて、委員会報告を短縮していただいて、できれば2時間の範囲内で納めていただければと思います。

委員長 編集委員会での運営スケジュールを決めるときには、2時間でやるということで、そういう意見、出ませんでしたか。

答(副議長) 特別そのときには時間的なものは、皆さんに配布はさせていた

だいたんですけれど、それを目通ししていただいて、特別全体的な時間の配分というか、長さについてはなかったです。

委員長 取りあえず、委員会付託されていない補正予算関係を含めて、議運の委員長にやっていただく枠を一つつくりたいと思いますけれども、よろしいですかね。議会改革特別委員会と総務建設委員会の間に。

答（副議長） 議会改革と総務の間に。議会改革のあとにということですね。

委員長 そうです。議会改革のあとに議会運営委員長が担当で。委員長が担当で補正予算関係、付託案件ではない議案についての報告時間をつくるということで、各委員会から1分ずついただいて5分。

答（副議長） それでは、そこに入れます。

委員長 では、この資料3に関しては、その直したものを配布していただく形でよろしいですかね。

答（副議長） はい。

委員長 あとは、じゃあよろしいでしょうか、皆さん。

意（副議長） 先ほど説明の中でありましたように、これで皆さん常任委員会、特別委員会が、委員長のもとに報告会資料をつくっていただくに当たって、各委員会を至急開催していただいて、いろんな人が委員会にダブっている人もみえるものですから、その辺の調整をとりながら、よろしく願いたいと思います。

委員長 それからもう一つ、広聴会の取り回しは、これは公共施設あり方検討特別委員会がやるということでもよろしいですか。よろしいですね。要は全員ということですので、テーマが前は例えば、介護保険制度の改正のときの広聴会するときには福祉文教委員会がやりましたので、同じ意味合いで、今回は公共施設あり方検討特別委員会がやるということで、御確認をいただきたいと思います。それでは、議会報告会と広聴会の件については、よろしいでしょうか。ぴいぷるに載るこの開催の案内は、これは裏表紙、半ページぐらいあるんですか。

答（副議長） きょう、またこのあと委員会を開くんですけれども、4分の1ぐらいです。

委員長 4分の1。

答（副議長） これぐらいしか、ちょっと枠、取れないです。

委員長 4分の1じゃなくて、6分の1ぐらいじゃない。

答（副議長） いやもう少し、逆に委員会の中でもちょっと話が出とったんですけれども、この高浜市議会への視察という部分のこれを、省略することはできます。これは前回、委員会の中でも話はさせていただいていますので、委員の人が了承していただければ、この議会報告会の開催の案内は大きくはできます。

委員長 できる限り、今回、広聴会もありますので、大事なことは広聴会の告知、広聴会やりますよという告知じゃなくて、何について意見を求めているのかっていうことをわかってもらわないと意味がないんですよ。ですから、前回なんかはそれが上手に伝わってなかったが故に、誰からも意見をいただけなかったということもありましたので、そのところは少し知恵を使って、ぜひとも何を求めているのかということが、市民の方にわかるように文面をつくっていただいて、スペースを上手に活用していただけないかなということをお願いをしたいと思います。それでは、ほかによろしいですか、皆さん。

意見なし

委員長 それでは、ほかになれば、次回の議会改革特別委員会の開催なんですけれども、これはもう臨時会を超えてのことになりますので、改めてまたこのメンバーの委員の方々の編成も変わる可能性がありますので、その後、またおって、お知らせするという事で御了承いただきたいと思います。ほかにも、皆さんで何かございますか。よろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、以上をもって議会特別委員会を終了させていただきます。

委員長挨拶

終了 午前 11 時 11 分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長